



港区新橋5-15-5  
交通ビル7F  
国労東日本本部  
発行責任者 大沼 元  
編集責任者 常盤達雄

2019年  
11月1日  
No. 124  
ダイジェスト版

1人で悩まず国労へ相談。  
みんなで楽しく  
がんばろう!  
HP <http://www.e-nru.com/>

**「賃金制度の改正(追加)」** **10/30**  
**「労働条件に関する協約(手当関係)」で交渉!**  
**国家資格の範囲を拡大すべきだ!**

< 基本給調整の見直しについて >

1. 「車両、施設、電気の区分者のうち、会社が認める資格等」の中に、会社が取得を義務し国家資格等である以下の資格を加えること。

**【文書回答】**

車両・施設・電気の区分については、基礎的資格の取得は将来の多様な経験の起点となり、能力・働きがいの伸長、視野の拡大が期待できるものであるため、キャリア加算の対象とすることとしたものである。

- |   |   |   |
|---|---|---|
| <p><b>組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国家資格に限定しているが、対象を拡大する考えはあるのか。</li> <li>● 国家資格に限定しているが、1級や2級まで範囲を広げるべき。1級・2級の取得は個人負担で、取得のために職場の仲間たちも協力している。</li> </ul> | ➡ | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 将来に向けて多様な経験をしてもらい、基礎的な資格を取得してもらい、系統ごとにレベル感の統一を図りたい。</li> <li>● 種類や範囲を広げると混乱をきたし、生涯賃金に跳ね返る。自己研鑽のための資格である。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>会</b></p> |
|---|---|---|

2. 基本給調整の中に区分・資格以外に地域間異動者、エリア異動者も適用とすること。

**【文書回答】**

提案の内容で妥当と考えており、見直す考えはない。

- |   |   |   |
|---|---|---|
| <p><b>組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域間異動者やエリア異動者は、苦勞して異動しているので検討するべきだ。</li> <li>● 平成16年に「特勤手当」を見直したが、再考を求める。</li> </ul> | ➡ | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 同職名と違う部分は現行通りだが、キャリアプランをもとに社員の発想を期待し、会社として見定めたい。また、必要な手当は残す。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>会</b></p> |
|---|---|---|

< 移行措置について >

1. 移行措置における昭和62年4月1日以降の発令を対象日としていることを踏まえ、エルダー社員も対象とし調整給として加算すること。

**【文書回答】**

提案の内容で妥当と考えており、見直す考えはない。

- |   |   |   |
|---|---|---|
| <p><b>組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 社員とエルダー社員は基本給が違い、昨年手当を含めて改善が図られたが、さらなる改善を求める。</li> </ul> | ➡ | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 人件費に関わる部分であり、待遇改善につながる。どこで線引きするのかとの問題もある。エルダー社員へは精勤手当を含めて改善している。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>会</b></p> |
|---|---|---|

# 手当の引き上げで社員の士気向上を!

## < 手当に関する要求 >

### 1. 都市手当について

- (1) 市町村合併等により行政区分の変更等があった場合は、新たな区分によること。
- (2) 各等級での増額を図ること。

#### 【文書回答】

都市手当については、基準内賃金であることから、当社を取り巻く環境、中長期的な経営見通し等を総合的に勘案し、慎重に検討する必要があると考えている。

●煩雑な区分ではなく、エルダー制度の地域区分のように簡単にすべき。

●これまで3年間保障を行ってきたが、さらに今年は見直しを図り、基準内賃金への影響もあり、慎重な検討が必要である。

組

●組合試算では、首都圏5支社以外の支社への「都市手当支給」は約42億円で解消できる。社員の士気に関する事なので、テンポをあげて早急に行ってほしい。

会

### 2. 寒冷地手当・通勤手当・職務手当・特殊勤務手当(業務用自動車運転手当)について

#### 【文書回答】

現行制度で妥当と考えており、変更する考えはない。

●これまでも、寒冷地手当の地区区分表・世帯態様区分が煩雑であり、改善を求めてきた。是非とも進めてほしい。

●整合性・優先順位を考慮し、検討する課題である。

組

●自動車運転手当は、社会環境の変化に伴い自動車免許を取得した社員が減少している中、免許保有者への負担となっているので、手当が必要である。

●職場の状況は理解しているが、免許保有者の再講習を実施し、過重な負担にならないようにしている。

会

### 3. 所有住宅援助金については、現行の「月額2,500円ただし、新築または購入した日から5年を経過するまでは、月額5,000円を給付する」から「月額5,000円、月額10,000円」増額すること。

#### 【文書回答】

現行制度で妥当と考えており、変更する考えはない。

●社宅への在宅年数制限があり、会社は持ち家制度を奨励している中で、世間相場から見ても低い状況であるので改善を求める。

●これまでも増額を図り、世間相場から見ても見劣りはしていない。

組

●JR東日本への就職希望者へのメッセージとしても福利厚生の上は重要である。

●福利厚生全体を見直していくことは検討課題であるが、援助金の増額は考えていない。

会

福利厚生の実充は人材確保につながる

さらなる「人への投資」を求める!